

豊田市

耕されている農地を、耕せるうちに、
耕せる人につないでいく

第24号

令和7年
1月1日発行

農業委員会だより



北曾木町(藤岡地区)の田園風景

特集

いよいよ地域農業の未来設計図である 地域計画（目標地図）が完成します

令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の改正により、約2年間取り組んできた豊田市全域の『地域計画』が、いよいよ令和7年3月末に完成します。その概要について、ご紹介します。

地域計画とは？

■『地域計画』とは、農業者や地域住民の話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿等を明確化した設計図です。農業者が急激に減少し、地域の農地を守っていくことが難しくなってきたことから、「地域の農業者が、将来も農業経営しやすい環境をどのように作っていくのか」を地域の関係者が話し合いで具体化したものです。

■豊田市は、市内全域を14地区に分けた話し合いの場（地域営農協議会）ごとに取りまとめた地域計画を令和7年3月末に、公表する予定です。

地域計画（概ね10年後の地域農業の設計図）

地域農業の将来の在り方の計画

+

農業を担う者ごとに利用する農地を示した地図 （目標地図）

☞農業を担う者とは、認定農業者等の担い手、継続的に農用地利用を行う多様な経営体、受託を受けて農作業を行う者を言います。

地域計画は誰のために作るのか？

地域の農業者が主人公となる、農業者のための計画です。
市町村のための計画ではありません。

地域計画は何のために作るのか？

地域の農地を残すため、地域の農業が続いていくため、今のうちに、将来（概ね10年後）の耕作者を特定します。

また、その耕作者が農業経営しやすくなるように、農地の集積・集約化等、地域一体となって取り組む内容を決めておきます。

地域計画の主な記載内容

- 1 地域における農業の将来の在り方
（地域計画の区域の状況・地域農業の現状と課題・地域における農業の将来の在り方）
- 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためにとるべき必要な措置
（農用地の集積及び集団化の取組、農地中間管理機構の活用方法、基盤整備事業への取組、多様な経営体の確保・育成の取組、農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組）
- 4 地域内の農業を担う者一覧
- 5 農業支援サービス事業体一覧
- 6 目標地図

目標地図とは？

■『目標地図』とは、農地「筆」について、将来（概ね10年後）の耕作者を特定し地図上に示したもので、地域計画の中身の一つになります。目標地図は耕作者の中心である『農業を担う者』の経営効率が向上していけるように、農業を担う者は勿論のこと、農地所有者や地域の農業関係者等の意見を踏まえ、可能な限り、農地を集積・集約化した色分けを行い、作成するのが基本となります。

■しかしながら、地域によっては、高齢化や農業経営の状況の悪化等の理由により、農業を担う者がいないため、目標地図に耕作者を示せない農地が多数出てきてしまう場合もあります。こういった場合であっても、目標地図としていくことができます。それは、現時点での目標地図がゴールではないからです。作成後も、地域での話し合いを重ね、徐々に耕作者を決めて、目標地図を随時見直すことができるからです。ただし、あくまでも将来の予定として耕作者を特定するもので、農地の権利移動が確定するわけではないことに留意しておく必要があります。

豊田市の目標地図については、農業委員会が農地利用の現状、農地所有者や農業を担う者等の将来の農地利用に対する意向調査を踏まえ、素案を作成しました。どう作成してきたか、概要をご紹介します。

令和4年10月～ モデル地域の先行着手

地域内の担い手が明確で、目標地図素案を作成しやすい3地域（保見・足助・稲武地区の一部）をモデル地域とし、そこで得た作成ノウハウを他地域へ横展開を図ることで、効率的に作業を進めた。

令和5年1月～ モデル地域以外で、合意形成しやすい地区で作成開始

実質化した人・農地プランのある地域（旭地区の押井等）、下山地区など、地域内の農業関係者が集まり、情報共有や意見集約しやすい地域や地区が、作成作業を開始した。

☞農地利用最適化推進委員が中心となり、地域営農協議会等の話し合いの場を利用し、独自の作成手順（農地所有者・農業を担う者への意向調査や色塗り作業等）を説明と作業の協力依頼を行った。

令和5年4月～ その他地区で作成開始

その他地区については、作成作業を3段階に分けて進めた。

各段階終了時、地区単位で、地域営農協議会を開催し、情報提供、意見交換及び意見集約を図った。

【第1段階（～令和5年7月）】ゾーニング（目標地図を作成する区域）＋現況図の作成

【第2段階（～令和6年1月）】意向調査（担い手等・農業所有者） ☞結果の図面への反映

【第3段階（～令和6年7月）】

◆担い手等のある地域 農地の借受調整 ☞結果の図面への反映

◆担い手等のない地域 地域集落等での話し合いの場の設定と実施 ☞結果の図面への反映

令和5年6月 モデル地域の目標地図素案完成

モデル地域（保見・足助・稲武地区の一部）の目標地図素案について、農業委員会総会で承認

令和6年8月 豊田市全域の目標地図素案完成

豊田市全域（14地区）の目標地図素案について、農業委員会総会で承認 ☞豊田市へ提出

令和7年3月 地域計画（目標地図含む）の公表

目標地図策定後（令和7年4月以降）はどうなるの？

■策定後は、農業を担う者を含めた農業関係者、市、農業委員会、農地中間管理機構等が一体となって、地域計画（目標地図）の達成に向けて取り組んでいくことになります。

■令和7年4月から、利用権設定については、農地中間管理機構を通じた転貸へ一本化されるため、相貸による利用権設定はできなくなります。ただし、現在の利用権設定期間満了までは有効です。

■農業者への各種支援制度については、地域計画（目標地図）に記載されていることが要件となる場合がありますので、詳しくは関係機関へお問合せください。

平坦部の目標地図

―素案完成までの推進委員の活動としたい―

●高岡地区

課題は畦畔除去と集約化

高岡地区は、水田作中心の土地利用型農業が展開され、利用権設定による規模拡大が進んでいます。左図の目標地図素案は、同地区素案では珍しく傾斜の少ない地域で、ほぼ担い手に集積が図られ、わずかに個人農家がいる状況です。

今後の課題は、畦畔除去及び集約化（担い手間による耕作地のトレード）です。畦畔除去は、出来るところから進めていきますが、集約化については、話し合いを丁寧に進めていく必要があります。



▲目標地図素案（高美町付近）



▲目標地図素案（平成記念橋から内環状線の付近）

●高橋地区

営農を続けられない方は相談を

高橋地区は、早くから農地の引受け意向の高い複数の農業法人による営農が進んでいます。

目標地図素案作成は、守るべき農地として選んだ農地（右図）を中心に、複数の農業法人と検討しました。

農業をリタイヤした方や相続等で営農を続けられない地権者の方は、認定農業者や農業法人に担い手になっていただき、営農を続けていけるようにしますのが、農業委員会にご相談ください。

●豊田地区

形状や農道等整備不十分な農地が課題

豊田地区は、特に、逢妻女川流域において一団の優良農地が多く、法人及び個人の認定農家も適度に分散しており、バランスよく農業経営が行われています。

目標地図素案は、各農家への10年後の意向調査を基に、担い手と調整を行い、可能な限り集積を図りました。

今後、後継者不足で貸出を希望している自作農家の農地について、認定農業者等へ可能な限り集積を図っていくこととなりますが、形状や農道等整備不十分な農地については、引き続き検討が必要です。



▲目標地図素案（宮口町付近）

●保見地区

田畑地域の目標地図素案を協議しています



▲保見地域営農協議会

田畑地域の目標地図素案も作成完了

保見地区は、昭和40年代に施工された猿投西部土地改良区を中心にした中山間地に近い農業地域です。同地区の目標地図素案については、農業委員会で行先に取組む地域（モデル地域）とし、令和5年度には作成を終え、保見地域営農協議会で各地域の目標地図素案を紹介しました。

令和6年度に入り、新たに田畑地域の農事組合長、自治区長、土地改良役員と、保見地域営農協議会長、農業委員、農地利用最適化推進委員を中心に、当地域の素案作成に取り組みことになりました。この地域は以前より農業生産法人『なのはな農園（株）』が菜の花栽培に取り組んでおり、一筆ごとに現状及び今後の在り方を調査することで、守るべき農地を地図化ができました。

●上郷地区

■定期的な話し合いと地図の見直しが重要

上郷地区は、水田、茶等の畑地及び果樹園が全体の過半を占め、農地の90%以上が既に担い手へ集積されています。

同地区では、目標地図素案作成に取り組みに当たり、毎月、農地利用最適化推進委員等で構成する会議を開催し、意見交換をすることから始めました。それが一番大変でありました。

貸出意向のある農地については、「利用可能な農地であるか」「担い手に集積可能な農地であるか」を検討し、必要に応じて現地確認を行いました。

その後、担い手の借受意向を踏まえ、目標地図素案を完成させました。



目標地図素案について意見交換しています

▲推進委員定例会議



推進委員で集積可能な農地が確認しています

▲現地確認

目標地図は、耕作者が将来耕作できなくなった段階でのイメージを一筆ごとに表したものです。

同地区の目標地図素案は、ほぼ担い手に集積されている一方で、担い手ごとにとまていない地域も多く見受けられました。それは、これまで地主と担い手との縁故により、長く農地が守られ、今後も維持したいと考えている方が多いからです。

しかし、農業者の高齢化と後継者不足は、さらに進んでいくことが予測されることから、いつまでこの状態を続けていけるか心配されます。

今後も農業関係者が集まって、地域が抱えている問題と今後の方向性などについて、定期的に話し合い、必要に応じて、目標地図を見直していくことが重要です。

農家へのメッセージ

令和6年8月8日に宮崎県で地震が発生し、政府が非常災害の備蓄推進を発表した途端にスーパーや米穀店の店頭からお米の在庫が消えた事は皆さんの記憶に新しいことでしょうか。この様にお米は日本人に必須の主食で有りながら、身近にあつて当たり前の存在です。そしていざという時に無くてはならない大切な存在で有ることを再認識しました。

豊田市南部地域は自動車産業の一大集約地で、産業用地（生産や物流などの）の二の三の高い地域です。既存の工場や物流ハブ（高速道路インターチェンジ）に隣接する産業用地の候補地は、現在優良な農地で有ることが多いです。

また自動車産業などに就労する市民には、快適な家庭を築く為の住宅用地としてのニーズも非常に高まっています。豊田市は第8次総合計画で南部の名鉄三河線沿線を市街化区域にと計画しています。しかしその場所もまた祖先から引き継いだ優良農地であります。

私たち就農者は未来にわたって食の安心安全を担保する責務があります。目標地図は、これら農業と産業と住宅が高度に融合し合うことができる未来をつくる強い意志を反映したものです。つまり、目標地図は優良農地の確保により農業生産を担保し、地域産業も活性化させ、優良市街化と住み分けていく未来予想図です。

（高岡地区推進委員 酒井錠夫 筆）

愛知県農業会議創立70周年記念大会開催

令和6年11月5日、愛知県農業会議創立70周年記念大会が名古屋ガーデンパレスで、大村秀章愛知県知事を始め、多数の来賓が参加し、開催されました。

その中で、多年に亘り農業委員会組織の活動に貢献された方々として、本市から、横条鈞さん、加納一範さん、奥村八千子さんの3名が愛知県農業会議会長表彰を受けられました。

同農業会議は、昭和29年9月10日の発足以来、本県農業の振興発展に資するため、種々の活動を展開し、今年で70周年を迎えました。



横条鈞さんが代表で表彰を受けました

▲愛知県農業会議会長表彰

山間部の目標地図

―素案完成までの推進委員の活動としたい―

旭地区

■加塩町がモデル的取組み、地域計画を絵に描いた餅にしない！

旭地区は宮農組合など担い手が多く、山間部の他の地区と比較すると集積が進んでいます。

敷島自治区は、(※)農村RMOの取り組みの中で、地域計画実現化戦略を策定しています。加塩町は、モデル集落の一つとして、地域の農地に関する役員が集まり、話し合いを重ねて、目標地図素案を作成しました。最初に、農地所有者を戸別に訪問し、地主さんから直接聞き取りをした



▲目標地図素案 (加塩町の一部)



▲加塩町ドローン撮影

5年後の地図と10年後の地図の2種類を作成しました。それを元に、より現実味のある目標地図素案を作り上げました。

出来上がった地図から、10年後には貸したいけれど借り手の見つからない農地を、どう扱っていくのか検討を始めました。地域計画の実行組織として加塩農業振興組合を中心に管理できないか、栽培した米を、「しきしまの家・自給家族」に提供できないか、などを模索しています。

さらに、粗放的な利用を行う農地を2か所選り、最適土地利用総合対策交付金を申請中です。1か所は梅園、もう1か所は貸し農園にしたいと考えています。

また、加塩町内には、古民家を拠点に農業参入している(株)ワイズがあり、集落の話し合いにも積極的に参加しています。(株)ワイズが生産する青唐辛子の特産化による農地保全も計画中です。

藤岡地区

■稲が広がる景観を守りたい。担い手の確保が重要！

(※)農村RMOとは
農村型地域運営組織として、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等コミュニティの維持に資する取組を行う組織

藤岡地区は、南部の水稲で、担い手による集積が進み、北部は水稲の自作が中心で担い手への集積が進んでおらず、南部と北部で状況が大きく異なります。

北部に位置する北曾木町は、小規模な



▲北曾木町の景観

農地を少人数で耕作しています。畦畔の面積比がとて高く維持管理が大変ですが、中山間地域等直接支払制度を早くから導入し、耕作者さん同士のコミュニケーションがとて良く、畦畔の草刈り等の管理が常に行われ、県道沿いに水田が広がり車で通る際、とても素晴らしい景観が目に入り心が癒されます。

さらに北に位置する白川町・西市野々町は、畦畔の面積が最も広く、さらに少子高齢化で担い手減少傾向が高い地域です。目標地図素案でわかるように緑(自作)と白(担い手調整中)で着色されているため、担い手がいない地域です。

地域の現状から、このままでは白一色になると予測されるため、所有者さんの意向を再確認し、担い手に集積できるように取り組みが必要です。



▲目標地図素案 (白川町付近)

● 足助地区

■ 五反田集落営農の設立で農地の集積を進める

足助地区は、水稻の自作農家を中心に農業者の後継者不足が深刻な状況です。藤岡地区の白川町の目標地図素案と同様に緑(自作)と白(担い手調整中)で着色され、担い手への集積が進んでいます。

その中でも五反田集落の水田は、他地域に見られるような大幅な減少は見られず、最近10年間では4.8ha(17%)の減少でした。この緩やかな減少の大きな原因は、大半を占める60歳以上の担い手によるものです。

しかし、担い手の高齢化は確実に進みここ数年では、耕作放棄の意向を持つ者が出始め、まだ先の話と思っていた農地の保全対策を各自が真剣に考えるようになりました。平成30年から翌年度にかけて水田を対象に実施した有害鳥獣対策(メッシュ柵設置をきっかけに、集落営農組織の設立が話題に上がるようになり、令和4年度に検討委員会、令和5年度には準備委員会に移行し、令和6年度

五反田集落営農設立概要

組合員 14人
受託農地 2.68 ha
所有機械 田植機2台
トラクター3台
コンバイン3台(無償提供)



▲準備委員会



▲準備委員会代表 安藤賢治さん

この設立を目指し準備を進めています。この組織が新たな担い手となり農地の集積が進むよう期待しています。

農家へのメッセージ

山間部では、畦畔の草刈・水利の維持管理等に変な労力や経費がかかり、若い世代が農業から離れつつあります。

田起し・代掻き・田植え・稲刈りなどは認定農家、農協、農機具所有者さん等に委託できますが、委託金額も高額な費用が掛かります。また、他の管理(日々の管理)は耕作者さんになります。

全てを委託できる農家さんがいない状況の地域に関しては、難易度の低い農地の選定を地元の組合長さんと話し合い農地の減少化を防ぐ地図作り(守りたい農地の見える化)を目指し今後活動していきたいと思っています。

今後、農事組合員様のご意見・ご要望等の声を吸い上げ進めていきますのでご協力の程、よろしく願います。

(藤岡地区推進委員 田中秀敏 筆)

中山間地域の農地は、耕作者が高齢であることや、所有者が他地域に出ていることもあり、維持管理に大変苦しんでいる状況にあります。今は頑張つて農地を耕作していても10年後を不安に感じている方も多くいると思います。

この不安を解消するためには、担い手の育成や農地集積を進めていく必要があります。地域営農協議会の意見を聞きながら目標地図素案を作成しました。ここからがスタートですので、ご協力をよろしくお願い致します。

(下山区推進委員 小木曾誠 筆)

地域計画「目標地図」素案作成に関する行政視察対応

令和6年2月27日、長野県生坂村長及び農業委員会長始め19名の皆様が、農地の集約化等に向けた取組を加速化させるため、地域にあつた農地の保全や体制づくりの推進を目指し、視察に来られました。

また、令和6年7月2日には東京都瑞穂町議長始め総務産業建設委員会10名の皆様が、地域計画を研修テーマとして、視察に来られました。

本市からは、それぞれ目標地図の進捗状況や苦労した点等について説明及び質疑応答を行いました。



▲視察対応(東京都瑞穂町)

農業委員会 会長 後記

■農業委員会の活動

ひと昔前までは、農業委員会は農地の転用委員会などと言われていました。農地転用の許可は、農業委員が今まで通り審議しているのですが、本来の農業委員会の活動は、農地を保全していくための活動にあります。その活動を農地利用最適化推進委員と農業委員が協力して行っています。農地の利用確認、農地の相談、新規就農者への支援など多岐にわたる農地と農家の問題解決に対応していますので、お困りごとの際は、お近くの農地利用最適化推進委員にご相談ください。また、農地を確認するために、私有地への立ち入りをすることがあります。不審者と間違われぬように農業委員会の帽子、腕章、ピブス等を着用しています。

■目標地図素案を作成して

豊田市全地域の目標地図素案（地域農業の未来設計図）が出来あがりました。農地利用最適化推進委員と農業委員が協力して約1年半をかけて作り上げてきました。そんな中で各地域により抱えている問題点が違うことを実感しています。将来の食の安心を守るために保全していく農地の設計図であるため、どのように守っていくのか地域ごとに考えていかなければなりません。ただ、目標地図は出来あがって終わりではありません。農業委員会として目標地図のさらなる更新を目指し活動を続けてまいります。地域の協力なしでは達成できないことから、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

農業委員会会長 杉浦俊雄

■同年4月から10月までの農用地利用集積計画の決定は、約30万㎡でした。内、中間管理機構を通じた貸借は、約3万7千㎡でした。

現地調査の結果、森林化等が進み再生困難と判断された農地には「非農地通知」を送付しています。通知を受け取られた方は、名古屋法務局豊田支局で地目変更の手続きをお願いいたします。

非農地通知を送付しています

農地パトロールを実施中です

推進委員による農地パトロールや再生困難農地調査を実施しています。地域を回り、農地に立ち入ることや戸別訪問をさせていただくこともありますので、ご理解とご協力をお願いします。

農地改良とは、農地の生産力増強のために行われるもので、農地に従前の耕作土と同等以上の耕作に適する土を用いて、埋立て、盛土又は土壌を掘削する行為をいいます。
この行為には、届出が必要です。
で、事前にご相談ください。

農地改良は届出が必要です

意向調査を実施します

現地調査の結果、遊休農地と判断された農地所有者の方に、利用の意向を確認するため、農地法第32条の規定に基づき「意向調査」を実施します。調査票が届いた方は、お手数ですがご回答をお願いします。



▲違反開発防止ポスター

違反開発とは、主に土地の造成などの工事に伴い周辺の住環境に悪影響が生じているものを指します。違反開発と思われる工事等を見つけたら、豊田市開発調整課（0565-341674）へご連絡ください。
場所が特定できない場合、対応できないことがありますのでご了承ください。

違反開発の通報にご協力ください

農業委員会総会 審議概要紹介

■農業委員会では、毎月開催の農業委員会総会において転用案件等を審議します。令和6年4月から10月までの調整区域内転用件数は、第4条（地主が農地以外に利用）が9件で、面積は約4千㎡、第5条（地主以外が農地以外に利用）が160件で、面積は約15万8千㎡でした。届出制の市街化区域内転用は、第4条が71件、約6万9千㎡、第5条が129件、約7万5千㎡でした。

また、農地等を農地として売買や貸し借りする第3条の件数は、44件で、面積は約7万3千㎡でした。その他、生産緑地の主たる従事者証明5件や相続税の納税猶予に関する適格者証明7件等を審議しました。



農業者年金紹介コーナー